

令和6年度 弘前大学共用研究設備整備支援事業実施要項

1. 事業の目的

科学研究費助成事業制度（以下、「科研費」という。）においては、研究費の効率化を図るために合算使用の制限を緩和する制度改革がなされている。これまで研究者単独では購入が難しかった高額設備も、研究者が費用を共同負担することにより共用設備として購入が可能となっている。本学においても「弘前大学複数の研究資金による共用設備の購入に関する取扱要項」を令和元年8月1日に制定し、設備の共同購入を進め、重複購入の抑制、高額設備の設置、設備の共用利用の促進及び研究基盤整備の推進を図っているところである。

本支援事業は、共同購入する研究設備（以下「共用研究設備」という。）の購入経費を支援することで、研究者単独では購入が難しかった設備について、研究室を越えて全学的に広く、複数の研究者による研究設備の共同購入及び共同利用を推進し、より一層の研究環境の向上を図ることを目的とする。

2. 支援額

最大で設備購入額の $\frac{1}{2}$ （消費税含む。1円未満切り上げ。）を支援する。ただし、5,000千円を上限とし、支援額については共用研究設備整備支援事業審査委員会で支援額を決定する。

3. 申請要件

申請にあたっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 複数の研究者の研究費等による共用研究設備であること。ただし、以下は支援の対象外とする。

① 科研費等の同一課題の研究代表者及び研究分担者の組み合わせの場合

② 部局経費のみの共同購入の場合

（複数の研究者の研究費に不足分を部局経費で補填する場合は、申請可。）

③ 1,000千円未満の設備

(2) 共用研究設備は、「弘前大学複数の研究資金による共用設備の購入に関する取扱要項」第3に準ずるものであること。

(3) 原則として、共用機器基盤センターへ登録申請を行うものとする。ただし、特段の事情がある場合は医学研究科共通機器センター、保健学研究科機器管理委員会への申請も可とする。

(4) 本事業に採択された研究設備は、共同利用の促進のため研究・イノベーション推進機構で実施している「研究設備等共用状況一覧」へ掲載すること。

4. 留意事項

(1) 共同購入者のいずれかが他機関に異動しても、当該設備を他機関へ移管することはできない。

(2) 令和6年度中に稼働開始であること。

(3) 購入後、原則3年以上の使用が見込まれること。

(4) 共用利用を実施できる設備であり、かつ共用利用を積極的に推進できること。

(5) 今年度を最終年度とする科研費を経費に含めないこと

弘前大学複数の研究資金による共用設備の購入に関する取扱要項

第3 要件

共用設備の購入にあつては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 設備を共用化することにより、各研究課題の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 当該購入経費を支出する者(以下「共同購入者」という。)は全員が本学に所属していること。ただし、共用設備を購入する年度において退職が予定されている者または他機関への異動が予定されている者は、共同購入者となることができない。
- (3) 全ての共同購入者が使用可能であること。
- (4) 当該設備の購入経費の負担について、あらかじめ共同購入者間で取り決めること。
- (5) 当該設備の維持管理費及び修繕費の負担について、あらかじめ共同購入者間で取り決めること。

5. 申請方法

申請者は、別紙様式1「共用研究設備整備支援事業申請書」に記入し、所属する部局長へ提出する。各部局長は要件を満たしていることを確認し、別紙様式2「共用研究設備整備支援事業申請一覧」にとりまとめの上、優先順位を付して令和6年6月7日(金)までに研究・イノベーション推進機構へ提出する。

6. 選定方法及び選定結果の通知

研究・イノベーション推進機構が設置する共用研究設備整備支援事業審査委員会において、書面審査により支援対象を選定する。選定後は速やかに全ての申請者に対し書面にて結果を通知する。

7. 経費の執行

経費の執行にあたっては以下の点に留意すること。

- (1) 採択された設備以外への執行は不可能とする。
- (2) 採択された設備の分割購入は不可能とする。
- (3) 申請金額を超えての支援は行わない。
- (4) 購入は、「弘前大学複数の研究資金による共用設備の購入に関する取扱要項」に基づくこと。なお、当該要項にて提出を義務付けられている「共用設備購入届出書」は本事業の「共用研究設備整備支援事業申請書」の提出をもって代えるものとする。

8. 共用研究設備利用状況報告

採択者は、令和6年度における当該設備の利用状況を別紙様式3「共用研究設備整備支援事業共用研究設備利用状況報告書」に記入し、部局長を通じ、令和7年5月30日(金)までに研究・イノベーション推進機構へ提出すること。